

平成31年 教育委員会第5回定例会 会議録

日 時 平成31年3月26日（火）

午後3時02分～午後4時21分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 議案第3号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

【文化振興課】

- (1) 議案第4号「千代田区文化財保護審議会委員の委嘱」

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
(2) 千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する規程

【学務課】

- (1) 千代田区立学校特別支援学級設置規則を廃止する規則

第 3 報告

【指導課】

- (1) 平成30年度 学校生活アンケート（2回目）の結果（概要）
(2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成31年2月分）
(3) 学校法律相談について

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
(2) 広報千代田（4月5日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（12名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	新治 博
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
指導課統括指導主事	佐藤 達哉
文化振興課長	永見 由美

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長

皆さん、こんにちは。それでは、定刻を過ぎましたので、教育委員会定例会を開催します。

開催に先立ちまして、いつものことではございますけれども、傍聴の方から申請があった場合には、傍聴を許可することとしたいと思います。お願いいたします。

それでは、ただいまから平成31年教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日、出席者は全員でございます。

そして、今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。よろしく願いします。

中川委員

はい。承知しました。

◎日程第1議案

指導課

- (1) 議案第3号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

文化振興課

- (1) 議案第4号「千代田区文化財保護審議会委員の委嘱」

坂田教育長 それでは日程に入ります。議案です。

最初は、議案第3号になります。幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則ということでございます。

それでは、内容についての説明を、指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、議案につきまして、議案第3号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

この件につきましては、3月12日火曜日の教育委員会にて皆様にご協議をいただいたところでございます。改正点につきましては、扶養手当における認定要件の見直しと、給与簿様式改正の2点でございます。

こちらの資料にもありますように、現行は扶養親族の認定に係る収入限度額を、年間140万以下となっているところを、年間130万以下とするということでございます。

このことにつきましては、施行日は平成31年4月1日、経過措置といたしましては、平成31年3月31日において、年間収入額が130万円以上140万円未満で認定されている扶養親族たる満60歳以上の父母及び祖父母について、同年4月1日以降、引き続き年間収入が130万円以上140万円未満と見込まれる場合、平成31年度に限り扶養親族として認定することができるということにしているものでございます。

それでは、ご審議よろしくお願いいたします。

坂田教育長 はい。先般の協議事項でございました。

この規則改正につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 それでは、議案でございますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員でございますので、決定をいたします。

引き続きまして、議案第4号に参ります。

千代田区文化財保護審議会委員の委嘱についてということでございます。

本日は文化振興課長も参加していただいております。よろしくお願いいたします。

文化振興課長 それでは、議案第4号、平成31年度・32年度、千代田区文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

本件につきましては資料をご覧ください。文化財の保護条例に基づきまして、7名の方、文化財保護審議会委員をお願いしたいと思っております。

任期は、この31年度、32年度の2年間でございます。

こちらの名簿の1番から6番までの方は、再任でお願いしたいと考えております。7番の方、会長を長年お願いしておりました小林忠先生がご退任ということで、このたび、荒川正明先生をお願いしたいと思っております。

荒川先生を少しご紹介いたしますと、学習院大学文学部教授であられまして、美術工芸、専門は日本陶磁史でございます。長年、出光美術館の主任学

芸員を経て、現在は学習院大学文学部の教授であります。

こちらの7名の方に、文化財保護審議会、2年間お願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ということで、2年間の任期で、保護審議会委員さんが決まっています、今般は1名の方の変更がありましたということでございます。

何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、議案でございますので、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成全員でございますので、決定をいたしました。

ありがとうございました。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

(2) 千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する規程

学務課

(1) 千代田区立学校特別支援学級設置規則を廃止する規則

坂田教育長

それでは、日程の第2、協議事項に入りたいと思います。

まず、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則ということでございます。

内容につきまして、子ども総務課長より説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、29日の教育委員会臨時会におきまして、議案としてご提案をさせていただき予定でございます。

内容といたしましては、4月1日付の教育委員会事務局の組織改正、こちらを踏まえまして、処務規則に新たな組織を位置づけ、そして、その他の分掌事務等につきましては、規程整備を図りまして整合を図っているというものでございます。本年4月1日から施行する予定でございます。

ご説明につきましては以上でございます。

坂田教育長

中川委員。

中川委員

区の組織がどのように変わるのかわからないと、何とも。

坂田教育長

では、下線部分についてお願いいたします。

子ども総務課長

まず、子育て推進課に公私連携担当係長、こちら、新たに係長を設置するというものでございまして、私立保育園等との連携について、この係長に担

っていただくというものでございます。

そして、第3条でございますが、こちらに、参事、副参事及び主任指導主事を置くという、そういった形になりまして、こちらにつきましては、いわゆる校長級の指導主事、これまでは副校長級の統括指導主事を置いていたところでございますが、改めて、校長級の主任指導主事、これが置かれるというものでございます。

組織についてのご説明は以上でございます。

坂田教育長

もちろんこれまでも子育て推進課では、公私連携について、私立の保育園でも公立と同等のサービス提供をすべきということで、ずっとそのような指導、助言をしてきています。今般、この係を独立させて、その連携を強化していこうということでございます。

裏面では、子ども総務課のところに、分掌事務で、「教育の広報及び教育行政に関する相談に関する事」というのが復活をしております。昨年、一時削除したところですが、委員からもご指摘を賜って、やはり相談部署というのを特定しておいたほうがいいということのご意見も賜ったところです。全体の元締めである総務課において、この所掌事務をやるということでございます。

あとは、学務課のところに、教育扶助から就学援助という改正があるんですが、教育扶助は生活保護の部署でやっており、学務においては就学援助だということ。内容はほぼ重なるんですけども、そこは正確性を期したということでございます。

おおむねそういったところでございます。

何かご質問等ございましたら。

金丸委員。

金丸委員

2つばかり。1つは余り大したことではないんですけども。この公私連携担当係長を設けること自体が反対という意味ではありませんが、その下を見ると、実は施設計画担当係長というのもあります。普通は係なんじゃないかと、規定上考えたときに。係の中に係長がいるのはおかしくないんですけども、その分掌の状況からすれば、係なんじゃないかなという気がしたものですから、何でここだけ係長になるのかなというのが第1点です。

2点目は、3分の2ページの子育て推進課のところの(6)なんですけれども、従前、「幼児」と書いてあるところが、「児童」に変わっていますよね。通常、幼児というと、小学校に入学前の子どもを言っていて、児童というと、小学校入学後の子を言うので、そうすると、じゃあ、幼児は対象から外れちゃうのかという疑問があります。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、中根課長。

子育て推進課長

両方とも、ちょっと、私のところでもあるので。私から。

まず、担当係長のところは、今のところも子育て推進係、まず、実際の事務といたしまして、今はこの公私連携担当係長が担っている事務は、園長職

を務められた方の短時間再任用の方が、今、その事務を担っていただいております。その方たちがこの3月31日で再任用が満了となりますので、その事務を引き継ぐ職を、同じように再任用で担っていただける方がいれば、同じ事務の形態でというふうに考えてはいたんですけれども、それは人の配置上難しいということで、今は副園長ですけれども、係長級の方を実際に、園長経験があるということで、ここの担当係長を担っていただきます。これまではその園長先生はお二人で、短時間再任用ですので、お二人で見ていただいたんですけれども、今回は担当係長ということで、フルタイムの正規の職員ですので、お一人で頑張っていただこうと。足りない部分は、その他の職員もおりますので、少しずつフォローしながらやっていこうということです。係とまではいなくて、その係長を中心に、その他の職員で、巡回指導なりそういう私立園の連携を担っていただこうというふうに考えております。

そして、児童と幼児の関係ですけれども、児童福祉法で18歳までの子どもを児童というふうに定義されていますので、実際の事務に則して、今般のこの規定の見直しのときに用語を変えようというのが、今回の「幼児」から「児童」に変えたという背景でございます。

坂田教育長 18歳以下の子はみんな、児童福祉法では児童というんですね。
ということでございます。

中川委員。

中川委員 一番最後の学務課のところに就学支援委員会とありますね。「就学委員会」が「就学支援委員会」になったのはどういうことなんでしょうか。

坂田教育長 学務課長。

学務課長 文科省の通知に、そもそも就学委員会というのが、入学の決定だけじゃなくて、その後も引き続き継続して見ていくということをあらわすのであれば、「支援」ということを言ったほうが適当だということがありましたので、今般それを踏まえたところで、名称を変更するところがございます。

中川委員 そうすると、入学後もケアをするということになるんですか。

学務課長 現状もそうしていますので、その実態に即した形で名称を変更すること
ことでございます。

中川委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 それでは、この案件につきましては、次回、議案ということになりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、引き続きまして、協議事項の2件目でございます。千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正ということでございます。

それでは、子ども総務課長。

子ども総務課長 それでは、千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する規程につきましてご説明をさせていただきます。

本件につきましても、来る29日の臨時会におきまして、議案としてご提案をさせていただく予定でございます。

こちら、資料のほう、新旧対照表のほうに記載してございますけれども、まず、児童相談所準備担当係長、この係長の職務につきまして、新たに「児童相談所に類する事務のうち、所長が必要と認めること」といった文言をこちらのほうに加えます。この担当係長が現在かなり幅広く職務を担っておりますので、そういった実態にそぐう形でこのような規定の整備をさせていただくものでございます。

次に、発達支援係に新たに、「障害児ケアプランに関すること」といった事務を位置づけるというもので、こちらにその旨、新規に規定をさせていただくというものでございます。

以上、この規則につきましては、本年4月1日から施行させていただくというものでございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。という内容でございます。

ご質問等ございましたらお願いします。

金丸委員。

金丸委員

この中で、第3条第2項の児童相談所準備担当係長の箇所ですけれども、「児童相談所に類する事務」というのは、一体どういうものをイメージしているのでしょうか。その中から、所長が必要と認められることというのは、具体的にはどんなことをやらせるつもりなのか教えてください。

坂田教育長

センター所長。

児童・家庭支援センター所長

はい。区で言いますと、児童相談所の代わりというのはなんですが、子ども家庭支援センターというところがあります。児童相談所の開設準備というところでは、児童相談所に関して千代田区はまだまだ進んでいませんので、今のところ、具体的に開設準備を進めるというところではそこまで多忙ではないんですね。人材育成であったりとか、それからいろんな事務の整理であったりだとかということ、これを地道にやっているところではあります。

この係長は現在、子ども家庭支援センターの、区民に寄り添った相談部分であったりですとか育児支援的のところであったりとかのさまざまな事務に多く携わっておりますので、実態にあわせて規定整備をいたしました。

坂田教育長

規程というのは、ある意味、規則とか条例とは違って、法の性格からいえば、上司の命ということになります。

という趣旨でございますので、ご理解賜りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

金丸委員。

金丸委員

この「所長が必要と認めること」というのは、所長が命令ができるというふうに読んだほうがいいわけですか。

坂田教育長

そういうことです。

金丸委員

もう1点。これも4月1日からのところになってはいますが、先ほどと同じ

子ども総務課長 ように、臨時教育委員会で採決するという意味でよろしいですか。

坂田教育長 先ほどの処務規則、教育委員会事務局処務規則の一部改正とあわせまして、こちらの児童・家庭支援センター処務規程の一部改正につきましても、29日の臨時教育委員会におきまして、議案としてご提案をさせていただきます。ご議決を賜りたいというふうに考えております。

坂田教育長 ということでございます。

学務課長 よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 それでは、協議事項の3件目ということになります。千代田区立学校特別支援学級設置規則を廃止する規則ということでございます。

学務課長。 本件につきましても、3月29日の臨時教育委員会で議案としてご提案するものでございます。特別支援学級について、当区では本規則を定めて対応しておりますけれども、他の自治体におきましては、規則を定める例がほとんどないという実態がございます。

就学する学校につきましては、教育委員会が就学校を指定しておりますけれども、どこの学級において指導を行うかを判断する権限につきましては、本来、学校長の校務に関する事項としております。

また、学級編制の手段としましては、通常学級も特別支援学級も同一でありまして、学校から報告を受けた児童・生徒数とこれをもとにした学級数を東京都に届け出ることによって完結しております。したがって、通常学級の学級編制と同様に、学校長の権限による柔軟な学級運営を行っていることから、他の自治体の例に倣いまして、本規則を廃止いたします。

また、別添についておりますけれども、新たに特別支援学級だけではなくて、特別支援教育全般に関する基準を定めることといたしまして、全体の運営を図っていかうと考えております。

いずれにしても、施行日については本年4月1日で考えております。

説明は以上でございます。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

学務課長 この規則は、他区ではもうないんですか。

坂田教育長 ありません。

学務課長 規則という形式で定めるものではないということ。

坂田教育長 学級数は、4月1日現在の児童数によって決まるものですが、柔軟に対応するのが実態でございます。通常学級と同様に、他区においても特別支援学級の規則を定める例はございませんので、これについては廃止するという形でご提案するものでございます。

坂田教育長 規則という形式では置かないけれども、基準として全体像を明らかにするということですか。

学務課長 はい。何かご意見、ご質問がございましたら。

中川委員。

中川委員 ちょっと、裏を見させていただきますと、この「対象となる障害種と程度」という区分けというのは、いつからこのように示されているのでしょうか。それから、「可能な限り親の意向を尊重する」ということになると、多分、うちの子は普通学級に行きたいですという子がすごく多いと思うんですけども。そのときに、この区分けの指標はどこまで有効になるのでしょうか。

坂田教育長 学務課長。

学務課長 かつては就学の基準という形で定められていたわけですが、平成25年の学校教育施行令の改正に伴いまして、それは判断基準であって、保護者の希望も含めて、さまざまなことを勘案して、就学先を決めるということになります。ですから、例えば特別支援学級が好ましいとしても、保護者の同意が得られないものも含めまして、通常学級へ行きたいという子どもさんがいれば、そこに就学を決定することもあり得ます。

ただし、先ほど申したとおり、就学支援委員会と名称は変わったことをご説明しましたが、学校に通いながらも、継続して見ていくということがありますので、その中で親の判断が変わってきたりとか、子どもの状況が変わった段階で、また相談しながら、例えば特別支援学級のほうに通いたいということのご相談もしながら対応するのが現状でございます。

坂田教育長 はい。どうぞ。

中川委員 特別支援学級が、こういうふうに設置されていることはもちろん今の段階では必要だと思うんですけども、「みんなの学校」などにも見られるように、子どもたち全員を一緒に見ていくという考え方もあるんですよ。そういう学校もできてきていますね。

学務課長 お子様にとってどの学校が一番好ましいかということももちろん中心になりますので、その中には、専門家、医師ですとか心理士とか、保護者も含めて、さまざまなご意見を踏まえて、校長が決定するとありますので、必ずしも校長先生だけの1人の意見で決まるものではありませんし、さまざまな状況の中でご相談しながら、その子どもにとってどこの学校とどういう教育が一番好ましいかということ判断基準として、ご相談していきながら決めていくというものでございます。

現状としまして、通常学級については、40人の1クラスという制約がありますので、その中で、本当にその子どもにとって好ましい教育ができるかということがありますので、そういったことも踏まえて、その子どもの障害の程度に応じて、どこの学校のどの学級がいいかということ総合的に判断して決めるのが原則だと思っております。

中川委員 これは短い時間で話し合えることではないんですが、こういう設置基準に合わせて配置する学校にするのか、それとももうちょっとフル・インクルーシブの学校にするのかとか、別のときに、一人一人の子どもにとって何が一番いいかということを考える場面があるといいなというふうに思っています。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

学務課長 これは、目安、指標という類のものです。

坂田教育長 はい。全体像を示す、といったものでございます。

坂田教育長 障害を持った子に対して、学校なり教育委員会なりがどう対応していくのか。普通学級の中でいろんな子がいていいじゃないかという、そういう学校の対応だってもちろんあるし、これから議論を重ねていかなきゃいかんなどというふうに思っています。

学務課長 今般は目安として示しましたということでございます。

金丸委員 金丸委員。

金丸委員 全く同じことについての話なんですけれども、形式としてはこうなることはしょうがないと思っているんですけどね。実際、問題になるのは、保護者の方の意見と、それ以外の人たちの意見がぶつかったときなんです。そのときに、教育委員会として、どちら側の立場に立って対応するのか。もちろんもう明確にこれしかないというのものもあるでしょうけれども、そうじゃないところを、例えば保護者の意見を最大限尊重するという意味が、本当の意味での最大限の尊重なのか。

学務課長 現状ですけども、保護者の同意ない就学先決定はしておりません。例えば特別支援学校なり支援学級が適という判断があったとしても、保護者の方がそれは納得できないということであれば、それは保護者の意向を基本的には尊重して決定しております。

学務課長 ただ、その入学先決定でおしまいじゃなくて、継続して、通常学級の中にも成長過程を見ていって、果たして今のところがいいのかということも継続して相談していくような進め方になります。

金丸委員 金丸委員

金丸委員 そういう子が通常学級に入った結果、例えばその子をサポートするために人をつけなきゃいけないということが結構あるじゃないですか。親御さんが特別支援学校に行くことを望む場合は別として、それも含めて了解していくんだと。人材の派遣も含めて全部、教育委員会としては対応するんだというのが原則だと考えちゃってよろしいんですか。

学務課長 学務課長

学務課長 全体として特別支援教育の指導員とか学習支援員というものを、区の職として、臨時職員とか非常勤で採用しておりますので、全体としてサポートする体制をとっております。

学務課長 ただ、その子が入ったから、その子に1人つけるということではなくて、全体として、複数人おりますので、全体でサポートすると。ただ、原則は担当がやっぱり基本的には見ていくというのはもちろんありますので、その中で個別に支援するサポーター制をとっております。

金丸委員 金丸委員

金丸委員 結構そういうことで大きく問題になるのは、痰をとらなきゃいけないという児童がいるじゃないですか。あれはもう、看護師でなければできないですよ。そうすると、実質的には、その子のためだけに看護師を張りつけなきゃいけないということになるだろうという気がするんです。その辺も含めてのお考えだというふうに理解してよろしいですか。

学務課長 医療的な対応の必要な子どもさんというのは、当区での例はないんですけども、もしそうなった場合については、当然そういった対応をしないとイケませんので、医療的な問題があれば、看護師等を雇うことも検討する必要があります。それについては、その状況に応じてサポート体制を検討していこうと思っております。

金丸委員 ありがとうございます。

坂田教育長 保護者の考え方を最大限尊重するというスタンスでいいんですかね。

学務課長 すみません。前提として、子どもさんにとってどの学校がいいのかということがまずあって、その上で話し合いなり、いろいろ相談しながら、最終的には保護者の理解を得て決定するということですので、保護者の主張ありきじゃなくて、子どもさんにとってどの学校がいいかということを、専門家の意見とかさまざまな意見を相談しながら、関係機関と相談しながら決めていくという流れです。

坂田教育長 中川委員。

中川委員 子どもの視点に立って、子どもが行きたいかどうかなんですよね、本当のことを言えば。保護者の意見ではなくて。だから、子どもがやっぱりそういうところで学びたいというふうに意思表示した場合は、それに対応してあげないといけないのかなと思います。

坂田教育長 はい。わかりました。また、議論させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 それでは、これも次回、議案として出させていただきます。

◎日程第3 報告

指導課

- (1) 平成30年度 学校生活アンケート（2回目）の結果（概要）
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成31年2月分）
- (3) 学校法律相談について

坂田教育長 それでは、日程の第3、報告事項に参ります。

平成30年度の学校生活アンケートの結果ということでございます。指導課長よりお願いします。

指導課長 それでは、報告事項、指導課のほうより3点、行わせていただきます。

まず、1点目が、平成30年度学校生活アンケート、2回目の実施結果でございます。

こちらのほうは、第1回目を実施したのも報告させていただきましたが、改めてその経緯を追うといったところで、2回行った学校の集計結果を出させていただきます。基本的には、4年生から中学校3年生までの間の結果を追っているところでございます。

小学校2校以外は、2回目を行ったということです。どの学年で行うのか、または、2回やるか、やらないかということは学校長の判断によって決めているという形になってございます。

こちらのほう、ハイパーQUというテストになりまして、1番、「学級満足度尺度結果」というところの表をご覧ください。子どもたちに対して、幾つかの学級の中での出来事や、自分の気持ち等を記したアンケートをとって、それを分けていくと、この4つの群、A群、B群、C群、D群というところに分かれます。

おおむねA群という学級生活満足群の中にある子が点のように打たれているんですね。ですので、Aのところにはたくさん集まっていると、一応、表面上はそのアンケート上では、よい、安心しているクラスということになります。ただし、B群とD群につきましては、B群は侵害行為認知群といいまして、いじめや悪ふざけを受けているかトラブルがある可能性が多い。また、順序は逆になりますが、Dの非承認群になりますと、これは、いじめや悪ふざけを受けていないが、学級内で余り認められていないというような、ちょっとおとなしいけれども、自分が役立っている感じがしない、自己肯定感が低いという形になってきます。そして、スポットが当たるところはC群なんですけど、これは学級生活全体について不満足を持っているというところで、それがこの要支援群というところに点をつけていた結果、入ってしまった子どもについては、非常に不登校の率が高いという分析になっております。

これにつきましては、平成20年度前後から、早稲田の河村教授という方が広めてきたハイパーQUというものが、ここ5年ぐらいの間で、いじめや子どもたちの自己肯定感、学級の安定度をはかる上で有効であるということで、各学校で行われることが多くなってきましたので、千代田区のほうとしても取り入れて、2回実施しているところがあるということでございます。

下の2番のところ、本区の傾向というところで、結果を各学年ごとに載せさせていただいております。上段が小学校、左から4年生、5年生、6年生になっています。下段の四角が中学校で、1年、2年、3年という形になっています。

基本的には、青いところで囲まれている部分が千代田区、赤いところが国の全体としての結果ということになりますので、全体的に言えることは、どの学年においても、国の結果よりは千代田区は満足度が高いと。要は、縦に伸びている分がいいということになってきます。

ただ、これに関しては、2回とっておりますので、裏面のほうにおおむねどのような傾向があったかということについて、文章で記させていただきましたが、それぞれの小学校、中学校においては、好転したものと悪化したものがそれぞれあるので、むしろこちらを見ていくことが、千代田区においては重要になってくるかなというふうに思います。

考察の部分だけ幾つか取り上げますと、一番上に書きました学級生活満足群は、全国平均を上回っていると。こういった意味では、千代田区の教育の

充実度がひとつ測れるのかなと思います。

しかし、やはり課題になってくるのは、小5、小6あたりの群が、非常に悪化している部分の、もしくは不安定になっていく場合の学級が幾つかふえてくる傾向にあるということです。こちらにつきましては、受験ストレスのようなものが不安定型になっている可能性はあるのではないかなというふうに捉えておるところでございます。

つきましては、これについては全体像だけじゃなくて、各学級、各学校の学年というような結果が出ておりますので、不安定傾向がある小学校5年生は、来年度も引き続き配慮が必要だろうということで、学校のほうで活用を促していきたいというふう考えているところでございます。

中学校につきましては、2年生で要支援群がふえるということです。これは、全国的にある中学校2年生というのは、非常に揺れ動く時期であり、指導課においても、例えば電話等での保護者のお問い合わせや、学校から起こってくる事故やけが、友人のトラブル、そういったものは、2年生がかなり多くなっていく傾向があります。3年生になると、若干、この受験に意思が絞れてくるというか、向かっていく傾向が出てきますので、安定度が若干上がってくるんですが、逆に不登校は増えるというようなところもありますので、そういったところでは、やはり難しいところを抱えている本区の傾向を理解した上で、各学校の一人一人を見つめるというような指導の徹底をお願いしていこうかなというふう考えているところです。

まず1点目から、よろしくお願ひします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

子どもたちの学級での生活の満足度ということでございますが。こんな傾向が出ているということです。

金丸委員。

金丸委員

この裏側のページの、例えば小学校の最初の丸で、「学校生活満足群：4年は6%の好転、5、6年は悪化」と書いてありますけど、同じ子どもたちを対象ではなくて、学年が違うところを比較しているというふう理解してよろしいんですか。要するに、去年の4年生が5年生になってどうかというんではなくて。

指導課長

はい。対象の子どもは一緒ということです。その中で、やっぱり悪化が見られてしまう5、6年生は、やはり傾向として捉えておく必要があるだろうと考えます。

坂田教育長

どうぞ。

金丸委員

もう1点。考察のところに出てくるのですけれども、例えば丸の3番目のところで、「ゆるみ型」とか、「不安定型」とあるじゃないですか。これは、この統計で見えるんでしょうか。

指導課長

これは、この調査の中で見えることです、ただし、今回ここに載せていないのは、全体的な結果としての傾向として載せさせていただいていることで、学級全体を診断してもらったときに、ゆるみ型、どちらかという、教

師がびちっと統制をしているんだけど、若干そういうところは通じないで緩んでしまうとか、子どもが不安に思っている要素が強いといったところでの学級類型というふうに捉えていただければと思います。

坂田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

詳細については後ほどということでございます。

次に参ります。

いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況でございます。31年2月分です。よろしくお願ひします。

指導課長

それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の状況でございます。2月末現在ということで、3月末もこれから入りますけれども、ほぼ最終段階というところでご理解をいただければと思います。

今月につきましては、新しく、小学校の場合、3年生と4年生で発生をしてきているところでございます。こちらにつきましては、いじめが認められたということでございますが、友達同士のトラブルであったりするところが非常に多く絡んでいるというところでございます。

逆に、中学校の場合は、解消されたものが1つ出てきたという形になりますので、トータルとしては6ですけれども、現時点では、いじめとして認知しているのは中学校1年の1つだけという形になっているところでございます。

続いて、不登校でございます。

こちらのほうは、1件、3年生のほうでふえています。解消されたというものがございます。こちらにつきましては、ここに出てきた不登校、今月ふえているものはほとんど累積で、フルで休んではないんですけれども、年間で累積してきたら30日を超えてしまったという形です。ですので、突然ぱったりと来なくなったという事例ではなく、現在も、来たり来なかつたりを繰り返しながら登校をしているという形でございます。

その内訳につきましては、保護者が不安に思ったものが子どもに移ってしまったりであるとか、あと、生活のリズムがとり切れないでいるというところでございます。回復した1点につきましては、転校した上で解消に至ったということでございます。

ただ、トータルで言いますと、小学校が不登校は31、中学校は35というふうになっておりますが、昨年度が、小学校が13、中学校が36という形ですので、小学校がほぼ2.5倍に増えてしまっているというのが大きなところで、1つの境目としては、4年生が非常に多いということと、それに向けた5・6年生の解消を今後どう図っていくかというところを考えていくところでございます。

あとは、適応指導教室につきましては、卒業に向けてということで、1人利用者が増えたというところがありました。こちら、昨年、年間11名ほ

どであったものが、今年度は4名だったというところから、以前もこの教育委員会でお話しさせていただいたように、教育研究所のあり方とか、不登校の支援のあり方自体を見直していくべく、改善策を考えていく必要があると。また、そのための動きも現在進行形で進めているところですので、4月の校長会においては一斉に周知をして、体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。お願いします。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。というのが、現状でございます。

金丸委員、お願いします。

金丸委員 今回の説明で多分そうなんだろうなと思うんですけども、表だけを見ると、例えば小学校3年とか4年のいじめの数が、不登校にそのままつながっているのかなとも思ったんですが、必ずしもそうではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 必ずしもそうではないんですけども、そういう要素はやはりイコールにつながる部分があると思って捉えていたほうがよいかというふうに思っています。切り離して考えないで、イコールとして捉えているほうが大事なのかなと。

金丸委員 もう1点だけ。ここの不登校者数というのは、文科省の基準に基づいてやっていますよね。実は、その文科省の基準で、不登校になるというのは、もうかなり悪い状態で、実は指導が可能なのはその前の状態、要するに不登校者数に数えられないけど、先ほど課長がおっしゃったように、休んだり、休まなかったりしている段階で手が打てるかどうか結構大きいだろうと思うんですね。それに対して、具体的な対策というのはご用意されているのでしょうか。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 委員ご指摘のとおり、私もそこが非常に重要なポイントだというふうに考えて、この1年間、千代田の対策をどのようにしていったらいいのかを考えてきました。

来年度は、今ここにある適応指導教室、いわゆる本区では白鳥指導教室の体験入室という、2カ月間そこに行く訓練ができてから行くという制度をまずなくします。すぐに適応指導教室に入ることができる。また子どもによっては、適応指導教室ではなくて、隣の学校ならいいとか。学校の中でも、この間スクールライフサポーターのあり方についてもお話しさせていただきました。学校の中のあの部屋ならいいというようなものに対して、即座に手を打っていくという意識を、学校側が強く持っていただけるようにしたいというふうに考えています。

学校によっては、毎回のケース会議等にスクールソーシャルワーカーを参加させることを積極的にやっていた学校もあるんですが、そうじゃない学校もある。ですけども、スクールソーシャルワーカーは、スクールカウンセ

ラーと違って、家に行けるという非常に特殊な役割を持っていますから、その部分をやはり強めていくということは、学校の支援にもつながりますし、登校を促すことにもつながるだろうということで、4月の校長会の段階では、スクールソーシャルワーカーの連携をかなり積極的に行ってくださいという形で、学校での活用を促します。ですので、昨年度よりソーシャルワーカーは忙しくなるかもしれません。実績が上がれば、2名、3名いる区もありますので、そういったところも視野には入れていきたいなというふうに思っています。

金丸委員 よろしくをお願いします。

坂田教育長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 それでは、次に参りたいと思います。

学校法律相談についてでございます。

引き続き、指導課長より説明をお願いします。

指導課長 それでは、千代田区学校法律相談の実施につきましてご説明させていただきます。

昨今、やはり学校に対するトラブルといえますか、学校におけるトラブル、学校へのクレーム等につきまして、どのように対応していかかわからないということから、1件の事案が長時間化、長期化して、教員の負担感につながっていたりとか、学校自体が疲弊するというようなことにもつながりかねないということでございます。それにおきましては、専門的な弁護士の先生の立場から指導助言を行う法律相談を実施して、学校の運営の安定に資するということを目的として、この制度の実施に踏み切ったところでございます。

来年度、本区が実施しようとしているのは、世で言われているスクールロイヤー制度というよりも、今ある既存の学校等対策支援チームといったものを拡充して行っていくということでの段階でございます。

下の「相談の流れ」のところをご覧ください。現在は、ただいま申しました学校等対策支援チームにおきましては、2名の弁護士の先生に、問題が発生してから次のルートで話をさせていただくと。教育委員会も入りながら、弁護士の先生に相談し、弁護士からの回答を教育委員会が受け取って、教育委員会から管理職というような流れになっていたものを、管理職と教育委員会とのセットにした形での動きを強める形にすると、そこにスピードが出るということになりますので、早期対応につながるということができないのではないかと、担当弁護士の方を増やすことで、カバーできるエリアも、回数も増えていくのではないのかということ考えているところでございます。

ですので、こちらにつきましては、現在は学校法律相談というような形で、来年度、平成31年度は現行制度を拡充する形で行っていきますが、全国的に「スクールロイヤー制度」という言葉がだんだんと取り上げられてくる

ようになってきましたので、平成32年度どのような方向で行くかにつきましては、現在、この来年度行おうとしている制度を、実際の進捗状況を見ながら考えていきたいというふうに想定しているところでございます。

何をおきまして、こちらのほうもまた、4月にしっかりと周知をして、学校が認知をして、やはり自分だけで抱えないとか、ある意味では、きちんとわかると楽になる対応っていうのが幾つかあるなど、私も今回この1年で学ばせていただきましたので、そういったところを学校が理解して、もしくはこれをちゃんと、地域、保護者のほうもこういう流れがあるんだという理解をしていただくことは、度を越えたクレームが減っていくような方向につながっていくとよいなというふうに考えているところです。

以上、よろしく願いいたします。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。ということで、体制を組みましょうということでございます。

何かご質問等ございましたら。

この管理職というのは、校長、副校長ということですね。

指導課長 はい。

坂田教育長 本格的に導入——まずは試行段階から入って行って、この成果を見ながら次の対応を考えようということでございます。

よろしいですかね。

俣野委員。

俣野委員 これは担当弁護士さんが3人ということですが、これ、具体的にどういった体制で学校を担当していくんでしょうか。

指導課長 ご指摘ありがとうございます。こちら、地区はおおむね二人で分けていただいて、お一人の方が取りまとめ役というような想定をしているのですが、いかんせん途中で地区を分けても、同じエリアで勃発、連続して起きる場合があります。そのあたりはフットワークよくできればいいかなというふうに想定しています。

坂田教育長 よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 それでは、この件についてはそういうことでございます。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(4月5日号)掲載事項

坂田教育長 では、日程の第4、その他事項に入ります。

教育委員会行事予定表、広報千代田の掲載事項ということでございます。

総務課長、お願いいたします。

子ども総務課長 それでは、教育委員会行事予定表でございますが、本日3月26日以降、年

度を改まりまして、4月1日から、裏面に、4月24日までの教育委員会の各種行事予定のほうを掲載させていただいております。

3月29日の金曜日午後2時から、臨時教育委員会のほうを開催させていただく予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

年度を明けまして、4月6日土曜日、神田一橋中学校通信の入学式を皮切りに、4月8日は区立小学校、中学校、こちら、始業式、そして区立小学校の入学式が8日の月曜日でございます。翌9日火曜日が区立中学校の入学式でございます。

裏面でございますけれども、4月22日以降、学校経営方針の説明会を予定しておりますので、教育委員の皆様にも、こちらのほう、ご出席をお願いするものでございます。

続きまして、広報千代田、4月5日掲載予定の一覧でございます。

こちらにつきましては、子ども総務課の青少年委員会主催のひがた探検隊、こちらの参加者の募集、以下、児童・家庭支援センター、文化振興課、生涯学習・スポーツ課、それぞれ所管課の各種事業につきまして掲載の予定でございます。

ご説明につきましては以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

何かお気づきの点がございましたらご指摘いただきたいと思います。

よろしいでしょうかね。

(なし)

坂田教育長

はい。どうもありがとうございました。

それでは、本日の日程につきましては以上でございますが。教育委員さんから何か情報提供、その他ございましたらお願いいたします。

中川委員。

中川委員

さっき就学先の決定やなんかの話がありましたが、「みんなの学校」と東京大学の教育学部が連携しており、昨日そのシンポジウムというのがあったんですね。

その中で、大空小学校のセイシロウという——映画をご覧になった方はわかると思うんですけど、もう暴れてしょうがなくてどうにもならなかった子本人がシンポジウムに出てきてくれたんですね、木村先生と一緒に。その子は、3年生まではほかの学校にいたんだけど、4年生から大空小学校に転校しました。今、高校1年生になっていますが、シンポジウムに来てくれたんですね。映画には出せなかった暴れたシーンというのも、昨日はまとめてビデオで見せてくれたんですね。で、「セイシロウ、支援学級って必要だった？」と木村先生が聞いたら、支援学級は、全然なくて大丈夫だ、ということをきちんと話してくれていました。そこで育った違う生徒が、今年から小学校の先生になったとかいう話もあったりして。

大空小学校の場合は、大阪っていう地域もあって、学校に地域の人がみんな入ってくれて、おじいちゃん、おばあちゃんとかも含めて、いろんな特技

を持った人も入ってくれて、みんなで育てていたということはあったようです。子ども一人一人を見て、そういうふうにしていくということは、公立の学校だったら必要なというふうに、改めて思いました。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

あれ、「みんなの学校」、映画見ましたか。私も見ましたけど。そこから感じるもの、相当ありましたしね。公教育がどうあるべきか、相当突きつけられるものを感じました。

今、中川委員から言われたように、そこで育った子が、そういう感想を述べるということなんで。まあ、なかなか集団の中で育てる、土地柄もあるし、難しいところがあるんですが、基本的なスタンスというか、子どもへの向かい方みたいな。それは、きっと我々も、その「みんなの学校」で、大空小学校で対応しているような姿勢というか、そういうのを持ち続けなきゃいかんのだろうなというふうに、私も思います。

指導課長

じゃあ、いいですか。中川委員がフル・インクルージョンについてのお話を先ほどからもされていて、「みんなの学校」も私も見たんですけども。やっぱりあの校長先生のリーダーシップって僕はすごいなというふうに思っています。朝会で全員に対して問いかけて、みんな子どもたちに対して考えさせる。

あの映画の中で個人的に思ったのは、教員が指導されていますよね。それでいいのかと。子どもをちゃんと見ているのか。少しの変化も見逃していないか。あいつがあのと看どいう気持ちでやったと思うんだと。それを捉えられなかった自分をどう思う、とって、教師が涙する場面があったと思うんですね。

中川委員

そうですね。

指導課長

私は、やっぱり教師は子どもと向き合ってほしい。しっかり見つめてほしいし、やっぱりそういうところに情熱を傾けられるような環境をつくっていく必要があるだろうと思うし、そこにはやっぱり学校長のリーダーシップ、副校長のリーダーシップみたいなものは非常に強くあるべきだというふうに思っています。

なので、やっぱり校長先生たちは、管理職は先生たちをしっかりと見つめてほしい。で、先生たちは、子どもをしっかりと見つめてほしい。そのためには、例えば働き方改革とかワークライフバランスとかということで時間をできるだけ与えようという流れであれば、私はもう大賛成ですし、やっぱりそういった教師の情熱が子どもを幸せにするという考えが私の中にあるので、そういった学校の中の一体感、それに地域も取り込むというのは、あの映画には込められているのかなと思っています。

あと、私は今でも忘れられないのが、これから先生になりますよという大学生を連れて、あきる野にある特別支援学校に見学に行ったことがあったんです。特別支援学校というのは、バスに乗って、子どもたちが朝、同じ時間にながと入ってくるんですね。そこで、いろんな障害を持つ子どもたちが、

もう肢体不自由もいれば、精神的なものもいる、知的もいるというような子たちが上がってくるときに、ものすごい数の教員がその一人一人を迎えに行くんですね。だから、僕は、1人の生徒について1人の先生が、毎朝そうやっていくというところが教育の原点だと思うんですね。

クラスは1対30でも、1対1が30個というように考えていくというのが基本ですし、千代田は、先ほど学務課のほうからも支援の人がという話がありましたけど、人材は多くあふれていると思うんです。どういうふうに接したらいいのかとか、どういうふうに見守ってあげたらいいのかということは、今後、指導課のほうで主催する研修の中でやっていく必要があると考えています。

中川委員 もう一言つけ加えさせていただくと、木村先生は、3年前に、賞味期限切れで私は退職になりましたという言い方だったんですけど。退職してから、全国、北海道から沖縄までいろいろ回ってきたけども、やっぱりまだまだ考えなきゃいけないことはいっぱいあるし、私が子どもから学ぶことはまだまだありましたということを書いてもらっていました。これからも楽しみだなと。

指導課長 お会いしたいですね。

中川委員 そうですね。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

ほかに何か情報提供ございましたら。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。

それでは、本日は以上をもって終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。終了します。